

第九十三條 伍長ニハ本給ノ外別ニ一定ノ職務手當金ヲ給與ス

第九十四條 伍長ハ工場内ハ勿論工場外ニ在ルトキト雖其言行ヲ慎ミ

一般工員ニ對シテハ懇切ヲ旨トシ常ニ其模範タルベキコトヲ

心掛クベシ

第九十五條 伍長ハ毎月若クハ隔月一回會議ヲ開キ關係工務部員ト共

ニ作業ノ進歩改善其他職員工員間ノ意思疎通等ニ關シ協議ス

ルモノトス

但之ニ要シタル時間ニ對シテハ別ニ賃金ヲ支給セズ

第十四章 附 則

第九十六條 本則ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ實施ス

本則實施ト同時ニ大正九年十二月一日制定ノ本所工員規則ハ之ヲ廢止ス

第九十七條 本則ニ於ケル勤務年數ハ尙工舎機械研究所ニ於テ雇入レタル日ヨリ通算スルモノトス

第壹號様式

申 込 書

現住所		原籍	
身 分		姓 名	
士 族		平 民	
生 年		生 日	
月		年 月 日	
日		生	